

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案
に関する意見公募手続の結果について

令和5年6月2日
経済産業省
産業技術環境局
環境管理推進室

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、令和5年4月24日から同年5月23日まで意見公募手続を実施しました。
提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

1. 意見募集の実施方法

- ・ 募集期間：令和5年4月24日（月）～令和5年5月23日（火）
- ・ 告知方法：ホームページにおける掲載
- ・ 意見提出方法：「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール又は郵送

2. 意見募集の結果

4件

3. 提出された御意見及びそれに対する経済産業省の考え方

次頁のとおり

	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>試験料のこの値上げは酷すぎます。 8,700 円→12,300 円 8,200 円→11,600 円</p> <p>昨今の情勢から値上げは避けられないにしてもいきなり約 41%もの値上げは更なる受験者敬遠を招くでしょうしコロナに対しても緩和ムード出てきてる今になってこれは無茶苦茶で便乗値上げかと疑うレベルです。一度値上げしたら絶対下げないでしょう？”</p>	<p>公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験の受験手数料は、実費を勘案して定めるとされていますが、指定試験機関である一般社団法人産業環境管理協会では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受験者数減少による収入の減少や試験実施に必要な経費支出の増加等により、現行の受験手数料と実費に乖離が生じています。</p> <p>こうした状況下では、指定試験機関において、経費削減等の経営の効率化を図ってもなお、今後継続して試験を安定的に運営することが困難となるおそれがあることから、受験手数料を改正し、令和 5 年度試験から適用することとしています。</p> <p>今後とも、受験手数料については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の実績等を勘案し、適切な金額となるように見直しを行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、新たな方式の活用等いただいたご意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
2	<p>値上げ幅（約 40%）が大きすぎる。</p> <p>今年度試験実施時にはコロナは第 5 類となっていることからコロナ以前からの「試験実施に必要な経費支出の増加」は抑えられるはずである。</p> <p>また、受験料の引き上げはさらなる受験者数の減少を招く。</p>	<p>今後とも、受験手数料については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の実績等を勘案し、適切な金額となるように見直しを行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、新たな方式の活用等いただいたご意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
3	<p>次世代を担う若手技術者へ受験を促しているが、収入が増えない中で受験料の負担が大きいと避けられている。</p> <p>今回の受験料増加幅は賃金引き上げ幅や他物品サービス価格の上昇と比較して過大と言わざるを得ない。運営コストの上昇や受験生の減少を理由としているが、世間の値上げムードに便乗した値上げではないのか？。CBT 方式の活用など新機軸を導入し、受験生の増加に繋げるなどの施策をせずに受験生減少分をそのままコストとして上乗せするのはいかななものか。</p>	<p>今後とも、受験手数料については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の実績等を勘案し、適切な金額となるように見直しを行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、新たな方式の活用等いただいたご意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
4	<p>金額改定の意図はわかりますが、周知から引きあげまでの期間が短すぎると思います。せめて、猶予期間を設けるべきではないでしょうか。</p>	<p>受験手数料改正決定後、速やかに経済産業省のホームページや指定試験機関である一般社団法人産業環境管理協会のホームページ及び各種広報媒体を活用し、周知に努めますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>